

2016年12月

Tax Newsletter



弊社 Grant Thornton Vietnam の今回のニュースレターでは、以下の通り、税務、労働組合、および、税関に関する最新情報をご案内申し上げます。

Content	Page
2016年12月15日から施行される仕入れ付加価値税の控除に関するCircular 73/2016/TT-BTC	3
2016年7月1日以降に付加価値税の還付を受けられない場合	3
商標使用权の譲渡に対する外国契約者税のガイダンス	4
シフト間の食事・昼食手当の上限額引き上げ	4
税収喪失の原因となる税務当局販売インボイスの悪用、不正売買を止めるための税務総局指示	5
2017年の労働組合経費分担金の納付	6
金型修理サービスに対して適用される VAT税率 10%	6
2016年9月1日前に輸入した原材料の輸入関税免税	6

1. 2016年12月15日から施行される 仕入れ付加価値税の控除に関 するCircular 173/2016/TT-BTC

財政省は、Circular 219/2013/TT-BTC の第15条第3項を一部改正する2016年10月28日付け Circular 173/2016/TT-BTC (“Circular 173”) を発行しました。

これによって、仕入れ付加価値税の控除条件としての銀行決済証憑に関して、買い手側および売り手側の銀行口座が税務当局に届出または通知済みであることという規定が廃止されました。

従って、現行法令の規定に準拠した各種形態による決済サービスを提供している機関に開設した買い手側の口座から売り手側の口座への送金を証明する証憑があれば、銀行決済証憑として認められることになります。

決済口座の税務当局への未届出は、手続き上での違反行為でしかなくなり(Decree 129/2013/ND-CP 第8条第2項の規定による)、これに関わらず、買い手側の仕入れ付加価値税の控除は認められることになります。

2. 2016年7月1日以降に付加価値税の還付 を受けられない場合

法律 106/2016/QH13に基づく付加価値税還付を受けられない場合に関する追加ガイダンスとして、2016年9月30日付け財政省 Official Letter 13804/BTC-TCT によれば、以下が還付を受けられない場合になります。

国内販売の物品・サービス:

輸出物品・サービス:

- 税関活動地域外での輸出物品・サービス。
- 輸入後に輸出する物品。
- 未加工の資源・鉱物製品の輸出、または、製造原価の51%以上を資源・鉱物の総額およびエネルギー費用が占める資源・鉱物加工製品の輸出。

投資プロジェクト:

- 届出済み法定資本額を全額振込みしていない企業の投資プロジェクト。
- 条件付き投資分野で、投資法の規定による条件を満足していない、または、活動期間中の条件維持が担保されない投資プロジェクト。
- 2016年7月1日以降に認可を受けた資源・鉱物の開発プロジェクト、または、製造原価の51%以上を資源・鉱物の総額およびエネルギー費用が占める資源・鉱物加工製品の製造プロジェクト。

3. 商標使用権の譲渡に対する外国契約者税のガイダンス

財政省は、商標使用権の譲渡に対する外国契約者税のガイダンスとなる2016年11月7日付け Official Letter 15888/BTC-CST を発行しました。

これによれば、外国法人が商標使用権の譲渡による所得を得て、知的所有権に関する法令の規定に準拠する場合、この所得に対しては以下の税率が適用されます。

- 法人所得税: 課税所得に対する税率は10%。
- 付加価値税: 控除法を適用する場合は10%。直説法を適用する場合は5%。

2016年11月7日前に発生した場合で、この Official Letter のガイダンス内容とは異なる法人所得税、付加価値税の申告・納税を済ませている場合には、修正申告をする必要はありません。まだ未申告である場合、または、申告済みであっても付加価値税、法人所得税の納税をしていない場合には、この Official Letter のガイダンス内容に従い付加価値税、法人所得税の申告・納税を行います。

4. シフト間の食事・昼食手当の上限額引き上げ

国家が法定資本を100%保有する一人社員有限責任会社に対する労働、給与および賞与の管理に関するガイダンスとなる2016年9月1日付け労働・傷病兵・社会省 Circular 26/2016/TT-BLDTBXH によれば、2016年1月1日以降、労働者に対するシフト間の食事費上限は、一人当たり月 730,000 VND を超えないこととされています。

この金額は、個人所得税が非課税となるシフト間の食事・昼食手当の上限金額として使用されます。



5. 税収喪失の原因となる税務当局販売インボイスの悪用、不正売買を止めるための税務総局指示

税務総局は、税務当局が販売するインボイスの悪用、その不正売買を止めるために Official Letter 5156/TCT-KTNBを発行しました。これによれば、税務当局からインボイスを購入する世帯、個人、機関のうち、高いリスクがあると認識すべき基準は、以下の通りです。

1. 取引価額20百万VND以上のインボイスを購入している世帯、個人、機関。
2. 合作社、外国契約者、プロジェクト管理委員会、団体・会、社会組織、国家行政機関が購入するインボイス。
3. 世帯、個人、機関が、同月内に2つ以上のインボイス、または、同四半期内に3つ以上のインボイスを購入している場合。
4. インボイスを購入した世帯、個人の氏名が、税務当局にあるIDカードの氏名と異なる場合。
5. インボイスにある署名がインボイス購入申請書の申請者と異なるインボイス。
6. 世帯、機関が購入したインボイスで、届出済みの事業分野と異なる、または、活動内容と異なるような内容のインボイス。特に、砂、石、小石の販売の場合。
7. 付加価値税および個人所得税の納税額が Circular 92/2015/TT-BTC の規定による付加価値税率および個人所得税率に準拠していないインボイス。
8. Circular 39/2014/TT-BTC が規定する手続きに準拠していないインボイス。



6. 2017年の労働組合経費分担金の納付

2017.ベトナム労働総同盟は、2017年の労働組合予算編成原則に関する2016年10月18日付け決定 Decision 1699/QD-TLD を発行しました。

この決定によれば、一般的原則として、組合予算は、労働者の社会保険料計算根拠となる給与ファンドの2%として編成されます。2017年の労働組合経費分担金の納付根拠となる給与ファンドは、2016年前期6ヶ月の社会保険料計算根拠となる平均給与額に、規定に基づいて社会保険の加入対象となる労働者数を掛けて計算します。

以下の点は、ご留意頂くべき重要なポイントだと思われます。

- 各々のレベルの労働組合は、労働組合経費分担金の徴収を厳格にする方針です。企業内労働組合が設立されていない会社については、分担金の徴収をすべく、社会保険当局からの協力を得よう指示しています。企業内労働組合が既に設立されている会社については、分担金の計算対象となる労働者数の確認、精査の実施を指示しています。
- 工業団地・輸出加工区での労働組合の制度構築のための資金源とするために、各々のレベルでの労働組合の管理費や親睦活動費の割合を減らして、工業団地・輸出加工区での組合活動を強化していく方針です。

7. 金型修理サービスに対して適用される VAT 税率 10%

ハノイ税務局は、輸出加工企業 (EPE) を顧客とする金型修理サービスの付加価値税率に関する2016年11月18日付け Official Letter 71642/CT-TTHT を発行しました。

現行法によれば、EPEへ提供するサービスに対して VAT税率 0% が適用されるのは、「EPE 内で消費される」条件が担保される場合に限りです。逆に言えば、EPE 外で消費される場合には、VAT税率 0% を適用できません。

これによれば、自社に置いた金型を使用して EPE の顧客向けの製品を製造する際に、製造過程において顧客からの要請によって金型の設計を変更する必要があり、顧客に対して金型修理サービスの提供契約を締結している場合、当該サービスは、EPE 外で実施され消費されますので、VAT税率 0% の適用対象とはなりません。

8. 2016年9月1日前に輸入した原材料の輸入関税免税

税関監督管理局は、2016年9月1日前に輸入した原材料に対する税関手続きに関する Official Letter 1464/GSQL-GQ2 を発行しました。これによれば、

- 輸出製品を製造するために輸入、または、一時輸入・再輸出の形態で輸入する原材料について、製品をまだ輸出していない、または、まだ再輸出していない場合で、かつ、税金をまだ納税していない場合、免税となります。
- ✓ 2016年9月1日前に輸入通関の申告をしている場合には、免税手続きの申請書を税関当局へ提出する必要があります。対象となる貨物の数量、還付申請または免税申請をする税額を明記することにご留意下さい。
- ✓ 申請書の提出期限は2016年12月31日になります。
- 販売目的での輸入申告をした後に輸出製品製造目的に変更した場合、Circular 38/2015/TT-BTC 第60条の規定に基づいて、会計年度の終了後に、原材料・資材・機械・設備の使用状況および輸出物品に関する報告書を提出する必要があります。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Hanoi Head Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Ha Noi, Viet Nam

Phone: + 84 4 3850 1686

F: +84 4 3850 1688



Hoang Khoi

Tax Partner

Phone: +84 4 3850 1618

Email: Khoi.Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du

Tax Partner

Phone: +84 4 3850 1620

Email: Du.Nguyen@vn.gt.com



大形 薫 (Kaoru Okata)

Director - Japanese Desk

Phone: +84 4 3850 1680

Email: Kaoru.Okata@vn.gt.com



Pham Ngoc Long

Tax Director

Phone: + 84 4 3850 1684

Email: Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh city Office

14th Floor, Pear Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh, Viet Nam

Phone: + 84 8 3910 9100

F: + 84 8 3914 9101



Nguyen Hung Du

Tax Partner

Phone: +84 8 3910 9231

Email: HungDu.Nguyen@vn.gt.com



Valerie - Teo Liang Tuan

Tax Director

Phone: +84 8 3910 9235

Email: Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Hong My

Tax Director

Phone: +84 8 3910 9275

Email: HMy.Tran@vn.gt.com



則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director - Japanese Desk

Phone: +84 8 3910 9205

Email: Tomohiro.Norioka@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

Phone: +84 8 3910 9233

Email: MongVan.Tran@vn.gt.com